

方向性イメージ図 (追記版)

※ より具体的なイメージを持って議論を進めるために、これまで検討会に提出された資料や委員の発言をもとに追記したもの

方向性①

＜対象とする疾患の範囲＞

放射線の影響が認められている全ての固形がん、白内障、心筋梗塞、甲状腺機能低下傷害、肝機能障害、子宮筋腫など。熱傷瘢痕、免疫力低下などで重症化した外傷など

加算後の最高額は現行の
医療特別手当相当

区分3

（放射線治療、抗がん剤
などの治療を受けている
場合等）

区分2

（内視鏡を用いての切除、
重い副作用を伴わない服
薬治療の場合等）

区分1

（治癒した場合）

疾病や治療内容により加算

※熱傷瘢痕の場合は、瘢痕の部位、度合い
などにより加算1あるいは加算2

被爆者（手帳所持者）全員に
手当を支給

被爆者手当（健康管理手当相当）

被爆者援護手帳所持者

方向性②

手当の水準は、社会保障制度全体の整備状況、これまでの被爆者に対する援護措置の拡大の状況を踏まえ検討

2種原爆症の手当は段階的

※既に確立している既存の各種基準を参考に設定。(入院医療では、医療必要度とADLの組み合わせ、介護保険では要介護、要支援度、年金制度や傷害福祉分野での障害認定など)。医療必要度を基本に、他の基準などを参考に、個別総合的に認定。

- 有効期間を設けて、一定期間ごとに再審査、認定更新。(例 介護保険では6ヶ月又は1年を原則)
- 状態が重くなれば高いランクの手当、軽くなれば低いランクの手当に変更。さらに症状が軽くなった場合等は支給停止もあり得る。

1種にも適用するが、2種とのバランスを考慮して認定(既に認定を受けた者については、一定の経過措置)

2種原爆症

1種原爆症

(新たな基準として、放射線起因性を否定しきれない人を、医療必要度を念頭に第2種とする)

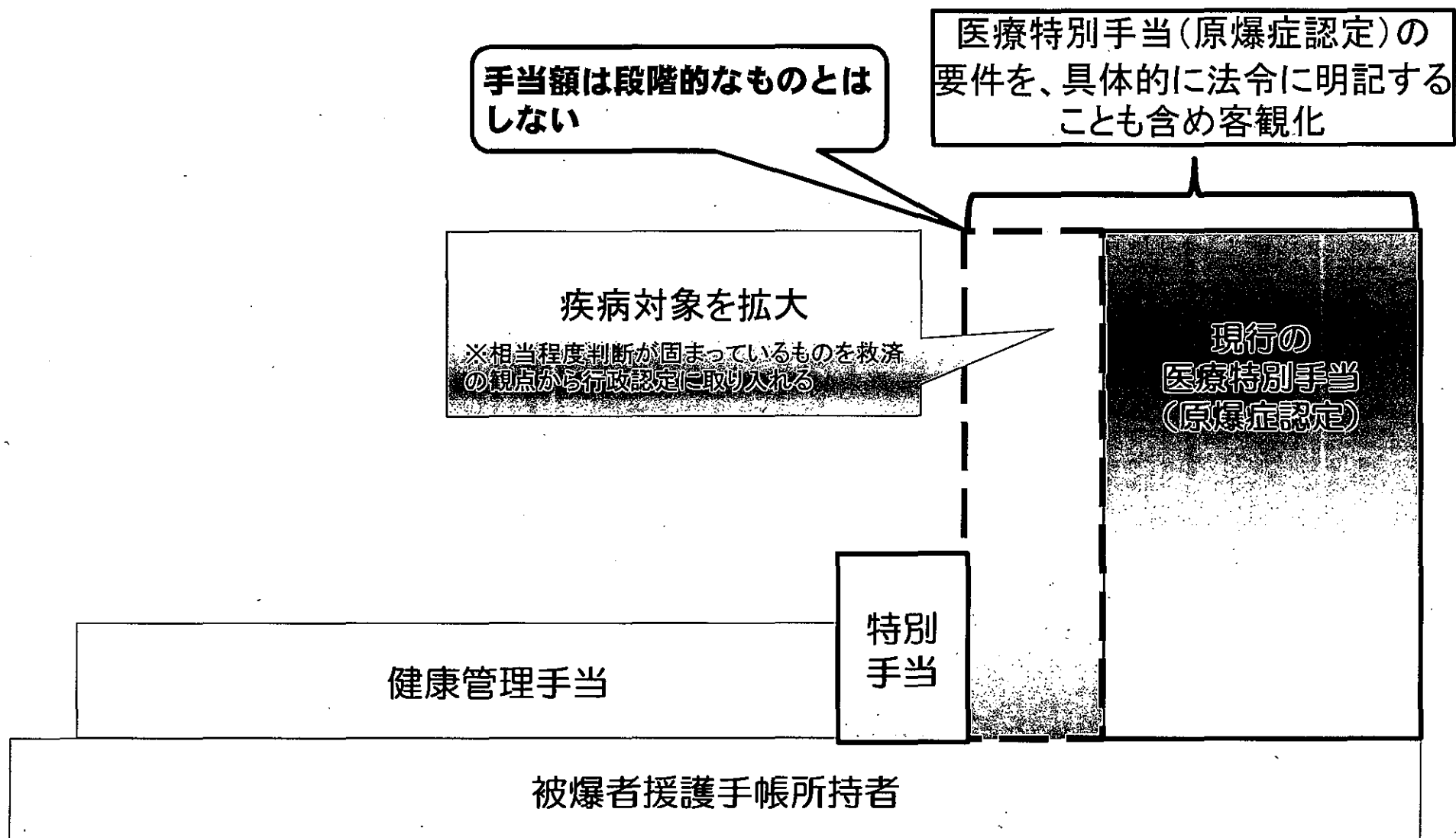
(現行制度を基本に認定)

グレーゾーン

健康管理手当

被爆者援護手帳所持者

方向性③



方向性②+③

